

収 支 報 告 書



令和 元 年分  
(令和 年 月 日開催分)

- 1 政治団体の名称 (ふりがな) じゆうみんしやう かごしまけん だいいちせんきょくしゆぶ  
自由民主党 鹿児島県第一選挙区支部
- 2 主たる事務所の所在地 鹿児島市真砂町52-2 自民会館内
- 3 代表者の氏名 森山 裕
- 4 会計責任者の氏名 田畑 隆治

政治団体の区分

政党の支部

政党の支部

政治資金団体

政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

その他の政治団体

その他の政治団体の支部

活動区域の区分

2以上の都道府県の区域等

同一の都道府県の区域内

事務担当者の氏名 田畑 隆治

(電話) 099-206-5388

東 恵美子

(電話) 099-206-5388

資金管理団体の指定の有無

有

無

公職の種類 \_\_\_\_\_

資金管理団体の届出をした者の氏名 \_\_\_\_\_

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 森山 裕

公職の種類 衆議院議員

資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から  
令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日から  
令和 年 月 日まで

(その2)

収 支 の 状 況

前年の報告書を確認のうえ記載すること。  
繰越のない場合は「0」とすること。

1 収支の総括表

収 入 総 額	A (①+②)	十億	百万	千	円
(前年からの繰越額)	①		2	966	228
(本年の収入額)	②		1466	228	
支 出 総 額	B		2500	000	
翌年への繰越額	A - B		1406	806	
			2559	422	

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	十億	百万	千	円
金 額				0
員 数 (党費又は会費を納入した実人数を記載すること)				0

(2) 寄 附					
ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額				備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	十億	百万	千	円	} 内訳は(その7)へ
{ うち 特 定 寄 附 }				0	
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附				0	
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附				0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)				0	
[ 寄 附 の う ち 寄 附 の ]				0	内訳は(その8)へ
「あ っ せ ん に ち ょ 寄 附 の」				0	
イ 政 党 匿 名 寄 附				0	内訳は(その9)へ
合 計 (ア + イ)				0	

法人その他の団体が構成員として負担する「党費」又は「会費」は、政治資金規正法では、寄附として取扱われるため、本欄ではなく、寄附の欄に記載すること。



(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表						
項 目		金 額				備 考
1	経 常 経 費	十億	百万	千	円	
(1)	人 件 費				0	
(2)	光 熱 水 費				0	
(3)	備 品 ・ 消 耗 品 費				0	
(4)	事 務 所 費			36	764	
	小 計			36	764	① ((1)~(4)の合計)
2	政 治 活 動 費	十億	百万	千	円	
(1)	組 織 活 動 費			366	935	
(2)	選 挙 関 係 費				0	
(3)	機関紙誌の発行その他の事業費		1003	107		ア~エの合計を記載すること
	ア 機関紙誌の発行事業費				0	
	イ 宣 伝 事 業 費		1003	107		
	ウ 政治資金パーティー開催事業費				0	
	エ その他の事業費				0	
(4)	調 査 研 究 費				0	
(5)	寄 附 ・ 交 付 金				0	
(6)	そ の 他 の 経 費				0	
	小 計		1370	042		② ((1)~(6)の合計)
	合 計		1406	806		①+②

内訳は様式  
(その14)~  
※資金管理団体および国会議員  
関係政治団体のみ

内訳は様式  
(その15)~

→ 合計額が様式(その2)の支出総額(B)と一致すること。





(その15)

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分 組織活動費 ( 通信費 )				
支出の目的	金 額			年月日	支出を受けた者の氏名 ( 団体 にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 ( 団体 にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考	
臨時電話設置代	十億		百万	2 4 8	4 0 0	1.7.23	昭和通信工業(有)	鹿児島市弘木3-14-20
電話代				2 7	5 6 7	1.8.16	西日本電話(特)鹿児島支店	松原町4-26
この頁の小計				2 7 5	9 6 7			
その他の支出				9 0	9 6 8			
合 計				3 6 6	9 3 5			

← (その13) の「組織活動費」の額と一致すること

- (備考)
- 1 一件当たりの金額 ( 数回にわたってされたときはその合計金額 ) が 5 万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所 ( 法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地 ) 並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
  - 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、一件当たりの金額 ( 数回にわたってされたときはその合計金額 ) が 1 万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所 ( 法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地 ) 並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
  - 3 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分 宣伝事業費 (宣伝広報費)			
支出の目的	金 額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千				
ビラ印刷費		168	480	31.4.26	斯文堂(株)	鹿嶋市南栄2-12-16	
ポスター貼付提示代		221	400	"	(有)木下置商会	" 下境尾町5-16	
ビラ新聞折込依頼代		21	464	1.5.9	斯文堂(株)	" 南栄2-12-16	
ビラ新聞折込代		168	619	1.7.12	(株)南日本新聞開発センター	" 卸本町7-2	
ポスター貼付提示代		421	200	1.7.29	(有)木下置商会	" 下境尾町5-16	
この頁の小計		1001	163				
その他の支出			944				
合計		1003	107				

← (その13) の「宣伝事業費」の額と一致すること

- (備考)
- 1 1件当たりの金額 (数回にわたってされたときはその合計金額) が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所 (法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地) 並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
  - 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額 (数回にわたってされたときはその合計金額) が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所 (法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地) 並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
  - 3 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。



(その17)

## 資 産 等 の 状 況

### 1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

(備考) 1 項目ごとの資産の有無について、「□」内に「☑」を記入すること。

2 「有」に記入した場合、項目別に様式（その18）に内訳を記載すること。

(その20)

# 宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和  
平成 2 年 6 月 / 日

政治団体の名称 自由民主党鹿児島県第一選挙区支部

会計責任者の氏名 田畑 隆治



代表者の氏名 (解散団体のみ)



(注) 「会計責任者の氏名」欄及び「代表者の氏名 (解散団体のみ)」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

# 政治資金監査報告書

令和2年5月20日

自由民主党鹿児島県第一選挙区支部

代表者 森山 裕 殿

登録政治資金監査人   
登録番号第2154号 **お田 省三**

研修修了年月日 平成21年5月22日

## 1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、自由民主党鹿児島県第一選挙区支部の令和2年に係る法第12条第1項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアル会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、自由民主党鹿児島県第一選挙区支部の主たる事務所において行った。

## 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、

当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

### 3 業務制限

自由民主党鹿児島県第一選挙区支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、自由民主党鹿児島県第一選挙区支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上